

## 返戻金制度

弊社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を下記にて設けています。

被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に甲を退職した場合、退社時期に応じて、受領した手数料を、下記の表に従い返還するものとする。

退社時期	返還する手数料
入社から 1ヶ月未満	50%
入社から 3ヶ月未満	30%
入社から 6ヶ月未満	10%

その他詳細については契約書や覚書の定めに従うものとする。

許可番号：13-乙-311189  
事業所名：株式会社シユーマツワーカー